

あきる野市成年後見制度利用促進計画の骨子（案）

1 計画策定の背景

平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成29年（2017年）3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。また、令和4年3月に閣議決定された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととされました。

2 計画の位置付け

現在、あきる野市では、成年後見制度利用促進に関する取組について、令和6年度策定の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者福祉計画にそれぞれ盛り込み、この取組を成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村計画として位置付けています。

また、成年後見制度利用促進の取組については、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項のひとつとされています。

「あきる野市地域保健福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

令和7年度から5年間の「地域保健福祉計画」の策定に当たり、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備や拡充等による地域福祉の推進を図るため、成年後見制度利用促進計画を包含することとしました。地域保健福祉計画に項目を設け、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進計画として位置付けます。

3 計画の期間

あきる野市地域保健福祉計画の計画期間を踏まえ、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

4 地域における成年後見制度利用促進を取り巻く状況

- (1) 国の現状
- (2) 東京都の現状
- (3) あきる野市の現状
 - ア 市の人口・世帯の推移
 - イ 支援を必要とする人や家族の状況
 - ウ 地域福祉推進にかかる関係者・機関・団体の状況
 - エ 地域保健福祉計画策定アンケート調査から見る状況

5 重点課題・重点施策

地域共生社会の実現という目的に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、以下の施策に取り組むことで権利擁護支援の推進を図ります。

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ア 相談支援機能の強化
 - イ 権利擁護支援チームの支援
 - ウ 中核機関のコーディネート機能の強化
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - ア 法人後見の実施
 - イ 市民後見人の養成
 - ウ 後見人等の支援
- (3) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

6 取組内容

7 推進体制

- (1) PDCA サイクルに基づく計画の推進
- (2) 計画評価のための指標の設定